

12月3日～9日は

障害者週間

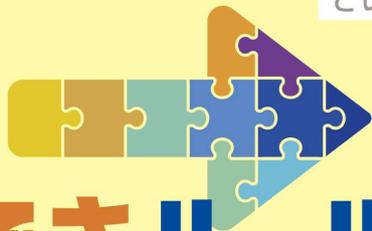
です

令和6年4月から事業者による**合理的配慮の提供**が義務化されました。

カンタンに言えば

自分の会社・お店で

“できることから始める”
というルール。



できルール



どんな会社の現状でも**“できる”**ことがあります。

合理的配慮の提供

障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場面があります。障害者差別解消法では、役所や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

障がいのある人と事業者との対話の中で、それぞれの会社やお店等において**“できることから始める”**”まず第一歩を始めていく”ルールとして、「できルール」という言葉で広めていきます。パズルで出来ている矢印は、いろいろな**“できる”**を組み合わせながら、共生社会を進めていくというイメージです。

車いすの方が来店され、車いすのまま食事することを希望

お店の椅子を外してスペースを確保すれば、車いすのまま食事してもらうことが**“できる”**。



店の入口に段差があり、車いすの方が店内に入れない

携帯スロープで補助することで、車いすの方を店内へ、案内**“できる”**。



耳が聞こえない・聞こえにくい方との対話が難しい

筆談したり、指差しボードやコミュニケーションボードを使えば、対話**“できる”**。



言葉だけの説明では、内容を十分に理解してもらえず混乱してしまう

身振りやコミュニケーションボード、写真などの視覚情報を用いることで、説明**“できる”**。



目が見えにくいことで、タッチパネルの注文が困難だったり、欲しい商品がある売り場がわからない

直接、対話で注文や精算のお手伝いをしたり、売り場まで誘導することで欲しいものを、案内**“できる”**。



読み書きに時間がかかり、セミナーなどで、ホワイトボードの内容を、最後まで書き写せない

スマホやタブレットでの撮影をOKとすれば、セミナー内容を取得してもらうことが**“できる”**。



お問い合わせは

福井県健康福祉部障がい福祉課

TEL:0776-20-0338 FAX:0776-20-0639 メール:syogai@pref.fukui.lg.jp

ヘルプマーク



義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。マークを持っている方が困っていたら「何かお困りですか？」と声をかけたり、電車・バスなど公共交通機関内で席を譲ったり、また、災害発生時の声かけなど、思いやりのある行動をお願いします。

ハートフル専用パーキング・ハートフルパーキング

公共施設やショッピングセンターなどに県内共通の「ハートフル専用パーキング(身体障がい者等用駐車場)」を設置し、身体障がい者用駐車場の適正利用を進めています。

また、障がいのある方や高齢の方、小さなお子さんを連れた方などが優先的に利用できる「ハートフルパーキング」も設置しています。適正利用にご協力をお願いします。



UDフォント

UD(ユニバーサルデザイン)フォントは、障がい者や高齢者、日本語を母語としない人など、誰が見ても文字のかたちが分かりやすく、読みやすく、読み間違えにくいことをコンセプトに開発されたフォントです。

県の広報誌などでもUDフォントを使用しています。

(このチラシはUDフォントを使用しています。)